

私たちは、皆、同じ地球村に生きています。ともに生きることを学ばなければなりません。それは信条や文化、多様性を人類の財産として認めることなのです。

まさに21世紀の最大の脅威は、宗教や倫理、さらにはさまざまな形態の排他主義の復活です。その最悪の結果が無分別なテロ行為となっており、次世代を担う子供たちが自尊心を持ち、精神的に独立して、他者を容認し、相互理解ができるように取り組むことは、教育、そして教育に携わる者の任務です。

すべての人々、すべての国において、平和、民主主義、社会正義及び平等を促進し、教育の発展を通じ、また、教職員の集団的力の発展を通して、世界的人権の適用を推進すること。国際理解と親善、平和と自由の擁護、人権の尊重を目指す教育理念を助長すること。性別、未婚・既婚の別、性的指向、年齢、宗教、政治的意見、社会的あるいは経済的地位、国籍または種族的出生などに基づく教育と社会におけるあらゆる形態の人種主義、偏見あるいは差別と闘うこと。これこそが教育インターナショナルが目的とするものです。

ことし7月にブラジルで開催される教育インターナショナル世界総会では、世界的発展のための教育をテーマに討論が繰り広げられることになっています。我々は、日本政府や為政者に対し、世界的発展のための教育を強固なものとするあらゆる理念を再確認し、争いの火種となり得る教育基本法の改正を推進しないこと、あるいはそれを採択しないことを要求します。それは、相互理解の精神で、個々の多様性や個人を尊重する民主主義のために運動している国のよき手本とはなりません。

世界155カ国、2,600万人の教職員を有する教育インターナショナルが皆さんを支援しています。

以上のような文章であります、申し上げます

して、請願第2号に賛成の意見としたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○大沼 久議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

請願第2号の1件について、総務・文教委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○大沼 久議長 起立少数であります。よって、請願第2号は、総務・文教委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 おはようございます。

平成18年第3回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月16日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第49号 置賜広域行政事務組合規約の変更について申し上げます。

本案は、平成18年度に供用を開始する浅川最終処分場跡地利用公園の設置及び管理運営に関する事務を置賜広域行政事務組合が行う共同処理事務に新たに加えるに当たり、組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定

により提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、公園の面積は4万1,000平方メートルで、多目的広場ゾーン、緑の交流ゾーン、桜ふれあいゾーン、駐車場の4つのゾーンに分けて造成していくとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、公園の管理はどうするのか、また、管理を地元と契約してもらいたいかとの質疑がなされ、市民課長からは、草刈り、芝刈り、樹木の管理などおおむね置賜広域行政事務組合が管理を行い、地元は年2回ごみ拾いだけである。契約は今後の課題であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この最終処分場跡地で問題が起こった場合には、置賜広域行政事務組合の責任となるのか、それとも最初に埋め立てをしていた東置賜地区の市町の責任となるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、当初は東置賜地区の市町で埋め立てをしていたところであるが、今は置賜広域行政事務組合の3市5町で管理しており、今後も同様であると理解しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、アクセス道路の整備をするのかとの質疑がなされ、市民課長からは、置賜広域行政事務組合が道路管理者になり得ないために整備できないと地元へ回答しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 長井市障害程度区分認定審査会の委員定数等を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年7月から障害程度区分審査等事務を開始する必要があるため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、審査会に合議体を置くことが政令で定められており、1合議体の標準は5名である。本市では、1合議

体で定数を5名とし、委員には医師や障害者支援関係者から選んでいきたいと考えている。審査会の開催については、7月から9月までの移行期は月2回程度、その後は随時開催し、今年度は7回を予定している。審査対象人数は133人ほどと把握しているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、職員何名で調査を行うのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、職員3名で行うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、7、8、9月で133人全員を調査しなければならないと思うが、その体制で大丈夫なのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、10月からスタートするわけであり、間に合わないとは言えないので、やるしかないと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、10月にスタートした後に認定を受けたいという人が出てきた場合、予定している7回以外に審査会を開催するのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、7、8、9月は2週間に1回で計6回開催し、10月以降に1回開催して、今年度は計7回の開催を予定しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、10月以降にサービスの内容が変わる部分があるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、同じでいいということであれば同じサービスになると思うが、個人の選択により新しく受けるサービスも出てくるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、具体的に審査委員を選ぶ基準はあるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、明文化された基準はないが、障害者の支援に携わっている方や障害者の知識のある方の中から選んでいきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、介護保険認定審査が先

+

行して行われているが、これまで異議申し立てがなされたことはあるかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、異議申し立てがなされたことはなく、十分な審査が行われていると見ているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長から制度改正の概要について説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、乳幼児医療の非該当者がふえるのは3歳未満児の一部負担金ゼロの人が減るといふことかとの質疑がなされ、市民課長からは、所得制限により医療給付事業の恩恵を受けられない方がふえるということであるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、国の医療制度が悪くなってきたときには、県や市が逆に補てんして、できるだけ元に戻すような施策をとるべきだと思う。この制度改正によって、よくなる部分もあるが、全体的に見れば該当者は少なくなり、市の負担も市民の負担も多くなる。県の改定だから仕方ないとはならないと思うので、本案に反対であるとの意見が出されたところあります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第49号 置賜広域行政事務組合規約の変更について、及び日程第5、議案第52号 長井市障害程度区分認定審査会の委員定数等を定める条例の設定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第49号 置賜広域行政事務組合規約の変更についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第52号 長井市障害程度区分認定審査会の委員定数等を定める条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第52号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第53号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、議案第53号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この議案の概要は、第1に、身体や精神上著

しい障害を持つ人の医療の確保を図る。重度心身障害（児）者医療にかかわる医療給付について、これまでなかった所得制限を導入して、医療機関での負担を定額制から1割負担とするというものであります。同時に、このため、重度心身障害（児）者医療の対象から外れる人が20%近く出てくる。つまり対象外となるということでもあります。

これについて、3月10日付の毎日新聞によりますと、このことについて、次のように書いてあります。「これまでは所得制限がなかったが、7月からは65歳以上で単身世帯だと年収484万円以下、2人世帯では計621万円以下しか給付対象にならない。さらに所得税課税世帯は、外来なら1カ月最大3,200円まで、入院なら1日1,200円までの負担に抑えられていたが、これからは医療費の1から3割負担になる。また、乳幼児、重度心身障害（児）者とも所得税非課税世帯は無料だった入院時の食費を、課税世帯と同じく1日780円支払うことになる」というふうに書いております。

厚生常任委員会に提出された資料によりますと、こうした新たに所得税課税世帯になる方は長井市で123人おられるということでもあります。

また、乳幼児医療の分野では、少子化対策として、3歳未満と第3子が所得制限なしの無料化が実現するということでもあります。一方、所得制限を収入ベースで574万円から415万円に引き下げるために、制度対象者が88%から78%に減少し、約143人の幼児が制度から外れ、窓口3割負担となるということでもあります。

また、入院時の食事については、他の医療制度とのバランスという名目で、1日780円の食事代が自己負担となるということでもあります。

山形県が示した医療給付事業の改正をそのまま条例化するというのではなくて、重度心身障害（児）者の生活実態や子育てに頑張っている若者を励ます立場から、もっと研究を重ねて、

所得制限の撤廃とか、対象児童を小学校6年まで拡大する方策、また、自己負担の軽減を図るための施策など、積極的な福祉政策を展開するよう求めるとともに、先日の国会で強硬採決された医療改悪法案が今後もたらずであろう公的医療制度の土台を崩す対策も研究していかれることを当局の皆さんに求めながら、本議案の反対討論とするものであります。

○大沼 久議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

議案第53号の1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第53号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

（町田義昭産業・建設常任委員長登壇）

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成18年第3回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月19日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め、開催しております。

それでは、議案第50号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託協定の締結について